

いずみ

練馬西法人会
新会員募集

《問い合わせ》
事務局 TEL03-3923-7272

特集

令和七年新春賀詞交歓会の報告



雪化粧(牧野記念庭園)



← ホームページはこちらから



練馬西法人会 ねりりん

C O N T E N T S

- | | |
|---------------------------|------------------------------------|
| ■ 新年のあいさつ、感謝状・表彰式 2 | ■ 社長さんこんにちは 12 |
| ■ 令和7年 新春賀詞交歓会 4 | ■ お店紹介 14 |
| ■ 令和7年度 税制改正大綱 6 | ■ 部会・委員会活動報告 15 |
| ■ 練馬西税務署 新幹部紹介 8 | ■ 新入会員紹介 17 |
| ■ 練馬西税務署からのお知らせ 10 | ■ 税理士会ニュース、税の作文コンクール、税の標語 18 |
| ■ 公益事業委員会からのお知らせ 11 | ■ 東京商工会議所、お知らせ、編集後記 19 |
| メールアドレス登録の案内 | ■ 税に関する絵はがきコンクール入選作品 20 |

謹んで新年のお慶びを申し上げます

会員の皆様には、ご健勝にて新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

今年「巳年（みどし）」ですね。会員の皆さんの多くが、蛇は苦手という方が多いのではないのでしょうか。あまりお目にかかりたくない生き物ではありませんが、蛇は脱皮を繰り返して成長するため、「再生」「復活」を象徴する有難い生き物として、神社のご神体に祀られることもあり、本年が、皆さんご自身、ご家族、社員さんにとって成長の一年となることを、ご祈念いたします。

さて、前回の巳年である二〇一三年を振り返りますと、その前年の二〇一二年末に第二次安倍政権が発足し、二〇一三年はアベノミクスの実質的なスタートの年となり、その後デフレ・ゼロ金利が長く継続することとなりました。干支が一回りし、「金利の正常化・金利のある経済」が再開されようとして、います。法人会の「令和七年度税制改正に関する提言」においても、「金利のある世界」が現実到来する中、今後の金利上昇に備えた財政健全化が必要」と主張しており、新しい時代となつて、これからはインフレ・金利上昇に備えた企業経営が必要となつて来ているのではないのでしょうか。

法人会活動にしましては、令和五年度にコロナ禍の影響がほぼ無くなりましたが、令和六年度も、年度初めに計画した事業を滞りなく実施することが出来ております。令和七年となりましたが、引き続き研修会・懇親活動を活発に実施できるものと考えております。様々な活動を通して練馬西法人会の魅力を高め、会員の皆様に強く支持されるよう、役員一丸となつて尽力してまいり所存です。本年もご支援・ご協力を宜しくお願いいたします。

結びといたしまして、「練馬西法人会」会員の皆さんにとって、令和七年が素晴らしい年となりますことを、心からお祈り申し上げます。



令和七年 元旦
公益社団法人練馬西法人会
会長 高橋利充

新年明けましておめでとうございませう

年頭に当たり謹んで新春のお慶びを申し上げます。新しい年が公益社団法人練馬西法人会と会員の皆様方にとりまして良き年になりますよう心からお祈り申し上げます。



令和七年 元旦
練馬西税務署
署長 近藤高史

謹賀新年

謹んで新春のお慶びを申し上げます。練馬西法人会の会員の皆様にとりまして新しい年が幸多き年となりますよう心よりお祈り申し上げます。



令和七年 元旦
東京都練馬都税事務所
所長 高野豪

謹んで新春の祝詞を申し上げます

練馬西法人会の皆様方におかれましては、良き新年をお迎えの事とお慶び申し上げます。輝かしい新年を迎え更なる景気発展を祈念するとともに、練馬西法人会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝、ご事業の繁栄をお祈り申し上げます。



令和七年 元旦
東京税理士会 練馬西支部
支部長 宮村吉徳

東京国税局表彰

挙行日 令和六年十一月七日(木)
次の方が受彰されました。おめでとうございます。

受彰者 副会長 丸山 晶子 殿



練馬区民表彰(商工業功労)

挙行日 令和六年十一月六日(水)
次の方が受彰されました。
おめでとうございます。

受彰者 副会長 吉田 久美子 殿



練馬都税事務所長感謝状(税務功労)

挙行日 令和六年十一月二十日(水)
次の方が受彰されました。
おめでとうございます。

受彰者 副会長 丸山 晶子 殿



練馬区納税功労者感謝状(税務功労)

挙行日 令和七年一月二十四日(金)
次の方が受彰されました。
おめでとうございます。

受彰者 常任理事 小池 道子 殿



令和六年度納税表彰授与

挙行日 令和六年十一月十二日(火)
次の方が受彰されました。おめでとうございます。

◎ 練馬西税務署長表彰

受彰者 常任理事 鈴木 昌一 殿



受彰者 常任理事 山崎 史郎 殿



◎ 練馬西税務署長感謝状

受彰者 常任理事 吉田 明生 殿



受彰者 理事 平井 正治 殿



練馬区納税功労者感謝状



練馬西税務署長感謝状受彰者



練馬西税務署長表彰受彰者

祝 令和7年新春賀詞交歓会

公益社団法人 練馬西法人会

令和七年新春賀詞交歓会 盛大に開催

一月二十三日(木) ホテルカデンツア東京に於いて当法人会の新春賀詞交歓会が、一六七名の方々のご参加を頂き盛大に開催されました。

当日は、前川耀男練馬区長、近藤高史練馬西税務署長、高野豪練馬都税事務所長、福沢剛練馬区議会議長他多数のご来賓のご出席を頂きました。

冒頭、高橋利充会長より、昨年は多くの課題に対して会員が積極的にチャレンジし数々の成果を上げることができました。その一例として、支部活動では、第一支部の「自転車のマナー教室」、第4支部の武蔵関公園における「ファミリリージョギング大会」など地域の多くの皆さんにご参加いただきました。委員会活動では公益事業委員会が租税について楽しみながら学ぶことのできる税金クイズDVDを制作し、全ての練馬区立小学校へ贈呈しました。

厚生委員会では、魚釣り、バーベキューなどの親睦活動を企画し、会員とその家族・友人の親睦を深めることができました。その他にも、各委員会、各支部活動において多くの成果を上げることが出来ました。役員の皆さんを始め、関係各位のご協力によるものと改めて感謝する次第です。

一方で課題も多く残り、令和七年については目標を定め課題に挑戦する一年とし、重点事項として、企画力・財務力の充実、そして組織の活性化をテーマに会員の皆様にとって魅力ある法人会を目指しますとの挨拶がありました。

歓談中ではアトラクションとして、大道芸人のつねむねさんをお招きし、バルーン、ジャグリング、紙切りなど様々な芸を披露して会場を盛り上げて頂き、参加者の皆様には楽しいひと時を過ごしていただきました。



高野練馬都税事務所 所長



近藤練馬西税務署長



前川練馬区長



高橋会長



練馬西税務署 柳澤法人課税第1統括官
乾杯の挨拶



丸山副会長 開会の辞



東京法人会連合会
榎原専務理事



福沢練馬区議会議長



来賓、会員をお迎えする当法人会の正・副会長



吉田会長 来賓ご紹介



大森副会長 来賓ご紹介



大道芸人 つねむねさん



本橋副会長 閉会の辞



司会の小澤総務副委員長

■新入会員出席者

【第一支部】

(株) いく蔵

Funny Kitchen もーさん

ビ・ハウス大泉学園店

鈴木 拓野

(株) スカブラ

【第二支部】

安藤たかお事務所

(有) 日本ネクスト

【第三支部】

吹田 ひでとし

(一社) growth harmony

【第四支部】

大橋 基弘

【第五支部】

山口 きみ子

【第六支部】

Office K2



多くの皆様にお集まりいただきました。

令和7年度 税制改正大綱 — 法人会の税制改正提言 —

中小企業に対する軽減税率は維持！

税と社会保障の問題への対応が始まる！

政府は、令和6年12月27日に令和7年度税制改正大綱を閣議決定しました。法人会が提言していた中小企業に対する軽減税率・投資促進税制などは2年間延長され、税と社会保障制度に対するあり方をめぐって個人所得課税では、基礎控除・給与所得控除が引き上げられることで、「年収の壁」への対応が始まりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■中小企業等の軽減税率の延長

中小企業等の法人税の軽減税率の特例は、次の見直しを行った。適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までに開始する事業年度となりす。

①所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率は15%から17%に引き上げられます。

②適用対象法人の範囲から通算法人は除外されます。

■中小企業投資促進税制の延長

中小企業投資促進税制は、適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までに開始する事業年度までとなりす。

■中小企業経営強化税制の延長

中小企業等が特定経営力向上設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、一定の措置を講じた上、その適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までとなりす。

■企業版ふるさと納税制度の延長

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合、法人税額の特別控除制度は、適用期

限が3年延長され、令和10年3月31日までの特定寄附金に適用されます。

■リース取引についての取扱い

①オペレーティング・リース取引により資産の借借を行った場合、その取引の契約に基づきその法人が支払う金額は、その金額のうち債務の確定した部分は、その確定した日の属する事業年度に損金算入します。会計基準とは異なる取扱いであるため、別表による調整が必要となります。

②リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例は、廃止されます。(適用時期については大綱上明記されていませんが一定の調整期間を設けると思われます)

③令和9年4月1日以後に締結された所有権移転外リース取引のリース資産の減価償却は、リース期間定額法の計算で残価保証額を控除しないこととし、リース期間経過時点に1円に達するまで償却が可能となります。

■防衛特別法人税の創設

基礎控除500万円を控除した額の4%を、防衛特別法人税として課税する仕組みが創設されます。令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

所得税・住民税関係

■基礎控除の引上げ

基礎控除は、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を10万円引き上げ、58万円になります。所得に応じた基礎控除は次のとおりです。

| 本人の合計所得金額 | 基礎控除 |
|-----------------------|------|
| 2,350万円以下 | 58万円 |
| 2,350万円超 2,400万円以下 | 48万円 |
| 2,400万円超 2,450万円以下 | 32万円 |
| 2,450万円超 2,500万円以下 | 16万円 |

■給与所得控除

給与所得控除は、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられます。

■特定親族特別控除

居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合にその居住者のその年の分の総所得金額等から次のとおりの控除額が控除されます。

| 親族等の合計所得金額 | 控除額 |
|----------------|------|
| 58万円超 85万円以下 | 63万円 |
| 85万円超 90万円以下 | 61万円 |
| 90万円超 95万円以下 | 51万円 |
| 95万円超 100万円以下 | 41万円 |
| 100万円超 105万円以下 | 31万円 |
| 105万円超 110万円以下 | 21万円 |
| 110万円超 115万円以下 | 11万円 |
| 115万円超 120万円以下 | 6万円 |
| 120万円超 123万円以下 | 6万円 |

大学生等の子がアルバイトをしてい場合、子の収入金額が103万円を超えることで、親の扶養親族から外れ、結果として子の収入金額の手取り額の増加より、親の税負担の増加が大きくなることを是正することを趣旨とします。

■同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件の緩和

同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得要件が48万円以下から58万円以下に引き上げられます。これは、基礎控除の金額と一致させる取扱いです。

■ひとり親の生計を一にする子の総所得金額要件の緩和

ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件が48万円以下から58万円以下に引き上げられます。

■勤労学生の合計所得金額要件の緩和

勤労学生の合計所得金額要件が5万円以下から85万円以下に引き上げられます。

■家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の最低保障額の緩和

家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられます。いわゆる除を認める制度であるため、給与所得控除と一致させる趣旨です。

※前記の各改正は、令和7年分以後の所得税に適用されます。ただし、源泉徴収税額への影響は令和8年1月1日以後支払う給与等及び公的年金等について適用されます。

■個人住民税の改正

所得税の改正に合わせて個人住民税に、控除額等の見直しが行われます。令和8年度分以後の個人住民税について適用されます。

■生命保険料控除の見直し

新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合、令和8年度分の一般生命保険料控除の最大控除額を現在の4万円から6万円に引き上げられます。ただし、一般生命保険料控除・介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は従来通り12万円となります。

■子育て世帯向け住宅ローン減税の改正

引き下げ予定であった借入限度額は、特別対象個人(夫婦どちらかが40歳未満あるいは19歳未満の子がいる)の場合、取得した省エネ性能に優れた長期優良住宅に令和7年の間に居住の用に供した場合でも、住宅借入金等の年末残高の限度額5,000万は維持されます。

■確定拠出年金制度等の改正に合わせ

①企業型確定拠出年金制度のマッチング拠出について、企業型年金加入者掛金の額は事業主掛金の額を超えることができず、拠出要件が廃止されます。また、拠出限度額は、確定給付企業年金制度に加入している者は月額6.2万円、加入していない者は月額6.2万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額を控除した額、企業年金に未加入の者は月額6.2万円となります。

②個人型確定拠出年金制度は、60歳以上70歳未満で現行の個人型確定拠出年金に加入できない者のうち、個人型確定拠出年金の加入者、運用指図者であった者又は私的年金の資産を個人型確定拠出年金に移換できる者であつて、老齢基礎年金及び個人型確定拠出年金の老齢給付金を受給していない者を新たに制度の対象とすることとし、その拠出限度額は月額6.2万円となります。拠出限度額については、第一号被保険者は月額7.5万円、企業年金加入者は月額6.2万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額及び企業型確定拠出年金の掛金額を控除した額、企業年金に未加入の者は月額6.2万円となります。

③国民年金基金の掛金額の上限は、月額7.5万円となります。

■受益者等が存しない信託に受益者等が存在する場合

受益者等の存しない信託である法人課税信託が、受益者等が存在することと法人課税信託に該当しないこととなつた場合、その法人課税信託が特定法人課税信託であるときは、その信託財産に属する特定株式は、特定株式をその該当しないこととなつた時における価額により取得したものとみなして、その受益者等の各年分の各種所得の金額を計算するものとし、特定株式のその時の直前の帳簿価額に相当する金額は、受益者等のその取得した日の属する年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しないこととなります。

■退職所得の源泉徴収票の提出義務

退職手当等の支払をする者は、退職手当等の支払を受ける全ての居住者に係る退職所得の源泉徴収票を税務署長に提出しなければならないこととなります。令和8年1月1日以後に提出すべき退職所得の源泉徴収票について適用されます。

■相続税・贈与税関係

■結婚・子育て資金の一括贈与制度の期限の延長

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までとなります。

■事業承継税制の改正

事業承継税制では、非上場株式会社に係る贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件が「役員として贈与の日まで3年以上継続していること」から「贈与の直前に役員であること」に緩和されます。令和7年1月1日以後の贈与から適用されます。

■資産税関係

中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画に基づき、中

小事業者等が取得する生産性向上や賃上げに資する一定の機械・装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置は、次の見直しを行った上、その適用期限が2年延長されます。

①対象資産を雇用者給与等支給額の引上げの方針を位置づけた同計画に基づき取得する一定の機械・装置等に限定します。

②当該機械・装置等に係る課税標準は、次のとおりとします。

| 雇用者給与等支給額 | 軽減期間 | 課税標準額 |
|-----------|------|-------|
| 1.5%以上引上げ | 3年間 | 2分の1 |
| 3%以上引上げ | 5年間 | 4分の1 |

■消費税関係

■輸出物品販売場における免税方式の見直し

①輸出物品販売場を営業者が、免税購入対象者に対して免税対象物品を譲渡した場合、購入者が購入した日から90日以内に出港地の税関長による確認を受けたときは、その確認をした旨の情報を輸出物品販売場を営業者が、その免税対象物品の譲渡について、消費税が免除されます。

②免税購入対象者は、購入した免税対象物品について、出国時に旅券等を提示して税関長の確認を受け、その確認を受けた免税対象物品を国外に持ち出さなければならないこととされます。

③税関長は、輸出物品販売場を営業者に対して、購入記録情報とともに「国税庁の免税販売管理システム」を通じて税関確認情報を提供するものとされます。

■免税対象物品の範囲の見直し

①消耗品に当たらない免税購入対象者の同一店舗一日当たりの購入上限額及び特殊包装を廃止することにより、一般

物品と消耗品の区分が廃止されます。

②免税販売の対象外とされている通常生活の用に供しないものの要件を廃止し、金地金等の不正の目的で購入されるおそれが高い物品は、免税販売の対象外とされる物品として個別に定める仕組みとなります。

■免税販売手続の見直し

①船舶額上陸許可等により上陸する者の免税販売手続は、上陸許可書及び旅券の提示を求め、輸出物品販売場を経営する事業者は、旅券番号に基づき購入記録情報を提供するものとします。

②免税購入対象者が輸出物品販売場で運送契約を締結し、その場で物品を運送事業者へ引き渡す、いわゆる「直送」による免税販売方式は、輸出免税制度により消費税を免除されることとなります。輸出物品販売場での販売は、購入者の不正が多く、輸出物品販売場の負担が大きくなつていました。今回の改正で輸出物品販売場の負担が軽減されることが見込まれます。

■その他

■グローバル・ミニマム課税への対応
軽減税所得ルールへの対応及び国内ミニマム課税に対応するための法整備を行います。国際的な税率の引下げ競争を防止する趣旨の改正です。

■ガソリン税の引下げ
ガソリンの暫定税率は廃止される見込みです。具体的な実施時期等については、今後協議される見込みです。報道等で大きく取り上げられていた部分ですが、生活に直結する減税となります。

☆記事内容についてのお問合せは…
TIPS 税理士法人
税理士 飯田 聡一郎
TEL 03-5336-3311-5958
FAX 03-5336-3154-49
HP <http://www.tida-office.jp/>

東京法人会連合会

署長



【近藤 高史】

ご出身はどちらですか？

東京生まれの神奈川県育ちです。東京での記憶がほとんどないので、出身はと聞かれると、サザンオールスターズのボーカルの桑田佳祐さんと同じ神奈川県茅ヶ崎市と答えています。

海岸近くに住んでいましたが、マリンスポーツの経験はなく、中高と野球部で、もっぱらボールと戯れていました。

練馬の印象は？

練馬西署に勤務するのは初めてですが、事務引継ぎで訪れた際、署までの道すがら、牧野記念庭園が近くにあることがわかり、前任署にも関係する場所があったので何かしらの縁を感じました。また、二十年ほど、すぐ隣の区に住んでいます。駅前にもメーテルや矢吹丈像などのアニメゲートや管内に牧場があることにはびっくりしましたが…。

趣味や休日の過ごし方は？
学生時代の野球から今ではもっぱらゴルフです。

税務署から伝えたいことを入れたいこと

納税者利便の向上や税務行政全体の効率化に加え、社会全体のDX推進への貢献を図る観点から、各種申告や手続等のオンライン利用率を向上させるべく、様々な取組を実施しています。

法人会の皆様には、引き続き、添付書類を含めたいわゆるALLeTaxの利用促進やeTaxによる申告書の送信と同時に納付手続が行えるダイレクト納付の利用促進、事務所や出先からスマホを利用して請求から取得までできる納税証明書オンライン請求の利用促進にご協力いただきますようお願いいたします。

練馬西法人会は、税知識の普及や納税道義の高揚などの税務支援事業に加え地域社会に貢献するための事業にも積極的に取り組んでおられます。

また、税務懇話会におきましても中心的な存在であると認識しており、歴代署長や会担当が築き上げてきた良好な関係を維持し、より一層の関係を構築できるように尽力していきたいと思っておりますので、引き続き、ご支援、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

副署長



【北林 元寛】

ご出身はどちらですか？

長野県の南信地域にある飯田市です。東に南アルプス、西に中央アルプスに囲まれたいわゆる「陸の孤島」で、帰省に高速バスで四時間以上かかりますが非常に自然豊かな地域です。なお、市民の悲願であるリニア新幹線の開通が当初から五年九か月遅れの二〇三一年に予定されており、東京からの所要時間は四十五分に短縮されます。開通の暁には皆様もぜひ飯田市にお越しください。

練馬の印象は？

国税局に採用後、初めての一人暮らしが石神井公園駅にほど近いアパートでした。その頃は現在の立派な高架駅ではなく、駅すぐ脇の開かずの踏切にイライラしていたのを思い出します。現在も再開発が行われていますが、駅前を整備され、町が暮らしやすく進化しているのを感じられました。一方、東京初のワイナリーや特別区唯一

の牧場があるなど都市と自然が共存する多様性をもった地域という印象です。

趣味や休日の過ごし方は？

最近、車を初めて購入しました。小二の子どものサッカークの試合が駅から離れている場所が多く、送迎を目的に購入しましたが、今までより活動範囲が広がったことがうれしく、よみうりランドやディズニールンドなど出かける用事を敢えて企画し、ドライブを楽しんでいます。

今まで勤務された中で印象に残っている仕事や勤務地はありますか？

若い時に国税局人事課で給与担当をしており、年が明けると局署全職員一六、〇〇〇人が居住する東京都千葉県、神奈川県及び山梨県の市区町村に給与支払報告書を送付する事務をしたことです。国税局で一番広い会議室いっぱい机を並べ、市区町村ごとに紙印刷した給与支払報告書を置いていく作業でしたが、職員三人で二週間夜中まで作業しなくてはいけませんでした。

この作業も今はDX化が進み、システムからCSVで出力したデータをeLTAXで送信して五分ほどの作業で終わるそうです。これはほんの一例です。「税務行政のDX」の重要性を身に染みて感じていますので、ぜひ本取組へのご理解、協力をお願いいたします。

課長



【藤田 晋】

ご出身はどちらですか？

秋田県湯沢市です。山形・岩手・宮城との県境に位置し、山と田んぼに囲まれた長閑な田園地帯で育ちまして、小学から高校まで野球小僧でした。出羽富士と呼ばれる鳥海山がとてもきれいに見える場所です。日本酒の造り酒屋が多く、日本三大うどんの稲庭うどんも有名です。

練馬の印象は？

車で遠出する時に大泉インターを利用しますので交通の要所(関所)という印象です。また、農地や緑が多い住みやすい街の印象です。ので、家を建てる際の候補地とさせていただきます。

趣味や休日の過ごし方は？

山歩きとゴルフです。山歩きは電車で行ける範囲の東京近郊の低山(危なくない山)を無の境地で登り、景色の良いところでお昼ごはんを食べ心身共にリフレッシュしています。ゴルフ歴は十五年位

と長い割に、スコアは一〇〇前後と伸び悩んでいますので、達人の方にアドバイスをいただきたいと思っています。

税務署から伝えたいことを力を入れたいこと

社会全体の流れに乗って税務行政においてもデジタル化を推進していきます。現在はまさに過渡期であり、更なる浸透に向け周知及び広報活動等について練馬西法人会の皆様のご理解とご協力を得ながら推進してまいります。

新年の抱負

へび年の年男となります。何事にもチャレンジする気持ちを忘れずに気合を入れてがんばります。

今まで勤務された中で印象に残っている仕事や勤務地はありますか？

職場人生の約半分を勤務した査察部での仕事です。大口悪質な納税者と対峙し、時には厳しく、時には心と心を通わせる取調べの仕事が印象に残っています。

練馬西法人会に期待したいこと

練馬西法人会の皆様におかれましては、いつも税務行政の様々な活動にご協力いただき深く感謝申し上げます。引き続き創意工夫を重ねた充実した活動を展開していただくとともに、税務行政に対しましてご提言いただければと思います。

法人1統括官



【柳澤 秀樹】

ご出身はどちらですか？

出生は群馬県になりますが、すぐに埼玉県に引っ越したので出身は埼玉県としています。県内を転々としており、幼少期から学生時代までを過ごしたさいたま市(浦和)が自分の中の出身地になっています。現在住んでいるのも豊かな自然に囲まれた埼玉県の坂戸市になりました。約一時間三十分かけて練馬西税務署へ通勤しています。

練馬の印象は？

埼玉県民としては、関越道の大泉ICもあり、東京の玄関というイメージが強いです。実際に勤務をするようになってから気付いたこととしては、保育園の多さです。駅の周辺ですと、ちょっとした小道に入っても、こんなところにと

いう場所に保育園があつて驚いた記憶があります。小学校の数も多しと思えますし、子育て世代には生活しやすい場所という印象です。

趣味や休日の過ごし方は？

趣味は読書になります。最近活字離れが深刻で、小説などの本は年に数冊読む程度となっております。読むのは専らマンガになります。税の世界でもDXが叫ばれる中、我が家のマンガ事情は古くからの紙媒体であるため、スペースの問題からも電子化を検討しているところです。休日は、共働きのため、家事に勤しむことが多いです。

練馬西法人会に期待したいこと

実際に活動の一端を拝見しまして、非常に活発に活動されているなと感じています。引き続き、活発な活動を続けていただけを期待しています。国税庁の目指す「適正で公平な課税の実現」のためには、納税者の方一人ひとりの税に対する理解を深めていただくことが大事だと考えていますが、一方で、国際化・複雑化する経済取引などに対応するため、税制も複雑化しており、一般の方々にとっては、「税」が馴染みにくくなっているように感じています。そんな中で、活発な活動を通じて、税について身近に感じる機会を提供していただいております。非常にありがたいと、また心強く感じております。



書面で申告書等を提出する皆様へのお知らせ



令和7年1月からの 申告書等の控えへの收受 日付印の押なつについて

国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、**令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わないこととしました。**

令和7年1月からは、申告書等を書面で提出する際には、**申告書等の正本(提出用)のみを提出(送付)**していただきますよう、お願いします。

また、申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※対象となる「申告書等」とは、申告書のほか、申請書・請求書・届出書等を含む、国税庁・国税局・税務署に提出(送付)される全ての文書です。

申告書等の提出は、e-Taxが大変便利です。

e-Taxを利用すると、申告書等データの送信後にメッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。

e-Taxホームページでは、e-Taxのご利用方法や利用可能時間、パソコンの推奨環境、よくある質問(Q&A)等の情報を掲載しておりますので、ご覧ください。

書面で申告書等を提出された場合の、提出事実・提出年月日の確認については「申告書等情報取得サービス」等の方法があります。

詳しくは国税庁ホームページに掲載しています。

詳細はこちら



国税庁

国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>



税金〇×クイズ DVD の練馬区立小学校への送付について



© 練馬西法人会 ねりりん



「税金〇×クイズ DVD」を寄贈

公益事業委員会の分科会として結成されたDVD委員会のメンバーが中心となって作成した、小学生が税金について楽しみながら勉強できる「税金〇×クイズDVD」が完成し、十一月二十日に練馬区教育委員会に依頼し、全練馬区立小学校六十五校に送付しました。

全校送付に先立ち、十月二十五日、本橋公益事業委員長が、練馬区立小学校長の会長である、練馬区立光が丘春の風小学校の内木校長を訪問し、DVDを手渡すとともに、校長会において各小学校の校長にDVDの意義などを紹介していただくようお願いしました。

「メールアドレス」ご提供のお願い

今後、Eメールを連絡手段の中心として活用したいと考えています。
法人会ではEメールにて、研修会・イベントやコラム等の情報を掲載して発信していきます。

この機会に法人会にメールアドレスの情報を
お教えいただけますと幸いです。

メールアドレスは「メールアドレス登録フォーム」より
必要事項をご記入の上、ご登録ください。

ご不明な点等ございましたら、お気軽にお尋ねください。
どうぞよろしくお願いいたします。



スマートフォンの方



左記のQRコードを読み取り、メールアドレス登録フォームにアクセスの上、情報をお送りください。

PCの方

練馬西法人会のホームページトップに設置されたバナーからメールアドレス登録フォームにアクセスの上情報をお送りください。

練馬西法人会

Q 検索

練馬西法人会ホームページ：<http://www.nerimanishi-houjinkai.or.jp>

お問い合わせ先 練馬西法人会事務局 TEL 03-3923-7272

企業訪問

ガンバル

社長さん
こんにちは

K2 (ケイツー)



代表
香西 武彦

大泉学園町
電話 070-4162-6123

事業課題を整理し、前に進め、伴走する、ビジネスコンダクター

皆さまはじめまして。

私は、一つの製造業ではありませんが、各部門での立場において、時に現場に立ち、現場の声を聞きながら、全世界の市場に向けてモノづくりとコトづくりに、幅広く、深く携わってきました。

ふと思いついたアイデアが具体的な施策となる、または、製品が商品に変わっていく一連の過程の中には、目の前の課題を整理し、次の方向性や手法を示し、動かなかった難題課題を共に打破しながら

課題を整理し、前に進め、伴走するとは…
課題を整理し… 事業の現状把握を正しく行い、前に進め… 事業計画を一緒につくり、伴走する… P・D・C・Aを一緒に廻す。
P (計画) ・D (行動) ・C (評価) ・A (改善)

各種コンサルティングサービス / 業務プロセスマネジメント / システムプログラム / 品質管理 / リスティング研修
翻訳・編集 / ライティング / サイト / 動画レビュー / コーポレート / DTP / デザイン / 通訳 / など
皆さまのご相談 (聖打ち) から伺いますので、お気軽にお声がけください。
takehiko.k@officekllc.com
070-4162-6123 K2 香西武彦

ら、一歩でも前に進める私の強みの推進力を活かして、お客様の課題解決や事業をサポートしたいと起業しました。

…ですが、起業はしたものの、宣伝もままならないなかでは、認知も無く、自分自身で一千円を稼ぐ大変さを知り、いろいろと考えていたところ、ときどき相談役の案内と伺います、大泉学園町五丁目の美味しいお蕎麦屋さんの社長様に練馬西法人会をご紹介いただき、ぜひ皆さまからご教示いただきたく、入会させていただきました。

これまでにご相談いただいたお客様先の業種や、規模、事業フェーズは様々ですが、直面されている一つ一つの課題の本質、大ききの違いや数の多さに、日々ご苦労されている内容を伺ってきました。

ただ、業種の違いはありますが、整理をしていくと、抱えている課題の本質には、多く共通点があることから、まず皆さまの思考を整理し、課題を最小化し、前進できる方法で継続的な伴走とご支援をしていくのが私どものやり方です。どうぞよろしくお願ひします。

第6支部



代表取締役
内田 裕也

(アルケミスト)

大泉学園町 4-21-16
須田ビル1F
電話 070-2661-7280

音のスペシャリストを目指して!

当社は二〇一七年設立の音楽関連事業を

営む会社です。

一九八八年、この地で多目的音楽集団ALCHEMISTSとして活動を始め、地域の音楽イベントへの参加、日本ユニセフ協会公認のチャリティコンサートの主催、フリースクールでの楽器教室のポランティア等を経て、満を持しての設立でした。



地域の皆様の音楽活動のお手伝い

しかし設立して間も無く、コロナ禍にみまわれ、イベント・活動の自粛・縮小に伴い、やむなく異業種への転換を余儀なくされました。二〇二四年春を迎えた、私の還暦を機に、音楽事業への再展開を決意。

同一年秋に、多目的LiveスタジオOPEN TRINOTESを大泉学園町にOPEN致しました。

電子楽器(ドラム・サクソ他)とデジタル機器を駆使し、一人一人が好きな音量で、音を楽しむ事ができるスペースです。

新鋭の電子楽器メーカーとのタイアップや、プロミュージシャン主催の音楽スクールとの提携等しながら、地域の皆様の音楽活動のお手伝いをさせて頂ければと思います。

楽器の選定、楽器教室、リハーサル、録音、コンサート、防音、etc.:

「音に関する事は、ALCHEMISTSに相談すれば大丈夫♪」と言っていただけ様、努力してまいります。よろしくお願ひ申し上げます。

第7支部



株式会社 PathCode
(パスコード)

代表取締役
岡村 眞孝

大泉町3-9-12
電話 080-2395-5963

特別な日も、そうでない日も。
毎日に寄り添うごはんとお酒。

大学卒業後、レディースアパレルの会社に勤務。新型コロナウイルス感染症の影響で卸先からの受注が減少し退職後、実姉と共同代表で起業しました。起業当初は、前職のアパレルでの経験を活かし、アパレルブランドを立ち上げ、インフルエンサーとの共同商品開発や合同展示会などへの出展、POP UPイベントなどを開催していましたが、売上は上がらず、アルバイトを三つ掛け持ちながら生計を立てておりました。その最中、知人の方からのご紹介で、現在の店舗物件をお借りして、雑貨店を開業。開業一年後に、改装し飲食店へと業態変更を行いました。

アルバイトで飲食経験はあったものの、調理経験は無し。誰が考えても無謀な開業でしたが、人生を懸けて取組みたいと思えたこと。かつこいいと思えた職業が飲食店でした。【料理は努力すれば作れるようになる】その思い以上に、毎日フルタイムで働きながら、ちゃんと手料理を食べさせてくれた母親に教えて貰った味覚がある。それだけを武器に闘おう。そう思えたのです。

私のお店の料理は【全力で作る】それだけです。自分出来る精一杯の努力を毎日継

続する。お客様の日常に寄り添えるごはんを作るように。

開業してもうすぐ二年を迎えようとしておりますが、法人会の皆様や地域の方々を支えて頂き、お店を今日も営業することが出来ております。今後とも何卒宜しくお願い致します。



毎日に寄り添うごはん

第7支部



株式会社 tai-tan
(タイタン)

統括責任者
南里 健太

大泉町2丁目 35-13
電話 03-6326-3903

人の輪をつくり優しさ・思いやりを育み
共育での未来へとつながる

二〇二二年十二月二十七日 株式会社 tai-tan を設立。

我が子の難病をきっかけに地域に障害児が安心して過ごせる環境を増やす為に夫婦で起業をいたしました。

「児童発達支援 放課後等デイサービス HITONOWA南大泉教室」では発達遅れのある未就学児や障害を持った小学生

の放課後の居場所として様々な支援を行う事業を行なっております。

事業所名に込めた「ひとのわ」の意味としては、人と人のつながりを大切にしながら、HITONOWAに通うお子様や保護者様の地域での輪が広がっていく場所になってほしい。またその繋がりが子供達の未来へと繋がれていくことで、生きていく事の喜びや、人生の大切さを感じてほしいそんな思いを込めてあります。

子供たちの経験のためにも、法人も職員も他業種の方との関わり合いや連携を大切にしながら、子供たちの最善の利益を考えつつ常に「三方良し」の状態であることに重きを置いてまいります。

たくさんの方々のお借りして二〇二四年十一月現在では四十五世帯ほどのご家族がご利用してくださる賑やかな施設となりました。一施設に八名の職員で連携を図りながら支援を行なっておりますが、子供達の笑顔や発想に日々学びを感じながら共に過ごしております。

会社として将来的には就労支援や生活に関わる部分など子供達の成長と共に大きくなっていくように尽力してまいりますので、何卒よろしくお申し込み申し上げます。



HITONOWA南大泉教室外観

気楽に食べられるランチ

vol.11

紹介メニュー

ナマステ ネパール料理 **Namasute**

スペシャルターリーセット
チキントックパ
揚州チャーハン



こんにちは！練馬西法人会福利厚生制度の推進員をしております大同生命の吉川と申します。今回ご紹介するお店は関町地区で親しまれている有名なインド料理スワガットのカレー屋さんが新しいお店をOPEN！昨年12月に開店したばかりの「ネパール料理ナマステ」さんをご紹介します。

お勧め スペシャルターリーセット



優しい味のチキントックパ



スパイスの効いたチキンチャーハン



ゆったり座れる店内



オーナーのカダカゴビンダバハドルさんと大同吉川さん

西武新宿線武蔵関駅南口から、三井住友銀行とドラッグストアウエルパークの道を進むこと徒歩2分！左側にお店があります。オーナーはネパール出身の「カダカゴビンダバハドル」さん。地元の方々から「ゴビンダさん」という愛称で呼ばれています。日本に来て16年目。インド料理スワガットさんを開業してから12周年目を迎え、関町地区以外にも多数店舗を構えている実力者のゴビンダさん！今回は新しくOPENしたてのネパール料理店へ。ゴビンダさんおすすめの本格ネパール料理を3品注文しました。まずは、1番おすすめの特ターリーセット。ネパールでタリとはプレート皿の意味を表しており、メインはカレー2種(チキンカレーと豆カレー)・彩とりどりの野菜料理、サラダやピクルスなどが1つのプレートになった贅沢なセットです。カレーは4種類の中から選べ、野菜やマトンカレーもあります。スパイスは独自に調合しシナモンやニンニクなど合わせて作っていて、食べやすくてとても美味しい！チキンも柔らかく絶品！日本では珍しい付け合わせにある豆のおせんべいソパドも食べられます。提供されるプレートのお皿は現地ネパールから持ってきており貴重なお皿だそうです。すべてゴビンダさんの愛が詰まったプレートセットです！次はチキントックパ。トックパとはスープ麺のこと。優しい味のスープに色んな野菜がたっぷりヘルシー。この寒い時期には心もお

腹も温まり…ペロリと頂きました。そして揚州チャーハン。スパイスの効いたチキンチャーハンです。オイスターソースなどで味付けされてこちらも絶品。ピリっとしたスパイスが食べ始めるととまらない美味しさです。こちらのお店では中華料理のメニューも豊富にあるのです！ネパール料理がまだまだ日本人の舌に馴染みがなくても中華料理のメニューもあれば小さいお子さんや色んな方々にも注文しやすくなるのでは…とお客様への配慮もされておりゴビンダさんの気遣いが伝わってきました。ネパール料理は比較的、油を使わず調理しておりどれもヘルシー。身体にとっても良いんです！辛さ調整もできます。ネパール料理1品1品の意味を教えてください。みんなから愛されているフレンドリーなゴビンダさん。もっともっと沢山の方にネパール料理を知って頂きたい、味わっていただきたい！ゴビンダさんの強い思いをお話されていました。そんなゴビンダさんにもぜひ会いに行ってほしいです。お店は30名ほど入る店内で、ファミリー層や団体様もOKとのこと。ランチ時間だけではなくディナーにも力を入れており、おつまみ料理など沢山のメニューを揃えています。お店の表ではケバブとネパール風焼き鳥の販売もしています。テイクアウトはもちろん店内でも召し上がれます。皆様もぜひネパール料理を味わいに来てみてください。

オ=ナ=から=言

心を入れて料理を作っています。
ネパール料理とインド料理スワガット
(カレー屋)を経営しています。
是非食べに来てください！

店舗情報

- 代表者：カダカゴビンダバハドル
- 住所：東京都練馬区関町北1丁目23-7
- 電話：03-6314-6432
- 営業時間：ランチ 11:00~15:00
ディナー 17:00~23:00(ラストオーダー22:30)
- 定休日：なし

青年部会 税務研修会



研修風景

日時 令和6年9月27日(金)
場所 勤労福祉会館
人数 30名

7支部 税務研修会



研修会の様子

日時 令和6年9月12日(木)
場所 大泉地域集会所
人数 24名

部会・委員会
活動報告

2024.8.3~12.14

2支部 税務研修会



研修会の様子

日時 令和6年10月3日(木)
場所 石神井公園区民交流センター
人数 23名

源泉部会 野外研修会



野外研修会に参加した皆さん

日時 令和6年9月13日(金)
場所 日光東照宮と日光金谷ホテル
人数 22名

5支部 親睦ボウリング大会



ボウリング大会参加者の皆さん

日時 令和6年8月3日(土)
場所 CKボウル新座
人数 23名

公益事業委員会 駅前清掃



日時 令和6年9月14日(土)
場所 大泉学園駅…37名
石神井公園駅…33名
上石神井駅…26名
武蔵関駅…28名
の4駅前
合計人数 124名

税制税務委員会 研修会



研修風景

日時 令和6年8月22日(木)
場所 勤労福祉会館
人数 40名

法人会全国大会 鹿児島大会



大会会場風景

日時 令和6年10月3日(木)・4日(金)
場所 城山ホテル鹿児島
人数 7名

厚生共益事業委員会 健康セミナー



セミナーに参加した皆さん

日時 令和6年9月18日(水)
場所 勤労福祉会館
人数 21名

1支部 ウクライナ料理教室



参加した皆さん

日時 令和6年9月7日(土)
場所 フォンターナ琴坂
人数 26名

第12回 地域交流親睦ゴルフ大会



優勝された方と会長

日時 令和6年10月8日(火)
場所 おおむらさきゴルフ倶楽部
人数 166名

6支部 税務研修会



研修会の様子

日時 令和6年9月20日(金)
場所 西武信用金庫大泉支店
人数 36名

3・4・5支部 ソフトボール大会



ソフトボール大会に参加した皆さん

日時 令和6年9月8日(日)
場所 上石神井中学校
人数 67名

税制税務委員会・源泉部会 合同研修会 年末調整講座



研修風景

日時 令和6年11月8日(金)
場所 勤労福祉会館
人数 24名

1支部 外環トンネル見学会



トンネル内にて

日時 令和6年10月29日(火)
場所 外環トンネル
人数 39名

東法連 4ブロックゴルフ大会



参加した皆様

日時 令和6年10月11日(金)
場所 東松山カントリークラブ
人数 12名

4支部 ジョギング大会



スタートの様子

日時 令和6年11月3日(日)
場所 武蔵関公園
人数 117名



多くの方にご参加いただきました



4支部 野外研修会



成田山新勝寺にて

日時 令和6年10月16日(水)
場所 国立歴史民俗博物館・成田山新勝寺
人数 28名

青年部会 全国大会 福井



全国大会に参加した皆さん

日時 令和6年11月8日(金)
場所 サンドーム福井
人数 10名

1支部 自転車マナー教室



マナー教室の様子

日時 令和6年11月4日(月)
場所 大泉自動車教習所
人数 43名

青年部会 定例会



モルック大会の様子

日時 令和6年10月21日(月)
場所 善福寺公園テニスクラブ
人数 48名

青年部会 献血大会



参加した皆さん



準備風景

日時 令和6年11月11日(月)
場所 練馬西税務署 駐車場
人数 申込146名・献血129名



©練馬西法人会 2024年

役員合同研修会



研修風景

日時 令和6年11月6日(水)
場所 勤労福祉会館
人数 49名

5支部 税務研修会



研修の様子

日時 令和6年10月22日(火)
場所 南大泉地域集会所
人数 34名

第4回 釣り同好会



釣場の風景

日時 令和6年10月27日(日)
場所 氷川国際ます釣場
人数 34名



釣とバーベキューを楽しみました

租税教室活動

令和7年2月10日現在
場所 21校
人数 1,970名



© 練馬西法人会 わっぴん

税の作品合同表彰式



表彰式に参加した皆さん

日時 令和6年12月12日(木)
場所 ゆめりあホール
人数 122名

東法連 4ブロック ボウリング大会



ボウリング大会参加者の皆さん

日時 令和6年11月26日(火)
場所 新宿コパポウル
人数 15名

公益事業委員会 駅前清掃



日時 令和6年12月14日(土)
場所 大泉学園駅…35名
石神井公園駅…34名
上石神井駅…33名
武蔵関駅…24名
の4駅前
合計人数 126名

3支部 JAZZの夕べ



ベニー渡部カルテットの皆様

日時 令和6年12月1日(日)
場所 イベントスペース リプル
人数 45名

2024年 新入会員紹介

| | 法人名等 | 代表者名 | 所在地 | 業種 | | 法人名等 | 代表者名 | 所在地 | 業種 |
|------|-----------------------|--------|--------------------|----------------|-------------------|----------------|------------------|-------------------|----------------|
| 第一支部 | 賛 貫井 貴彦 | 貫井 貴彦 | 練馬区東大泉1-35-14-201 | 飲食業 | 第四支部 | 賛 | 石井 宏子 | 練馬区関町東1-24-1 | |
| | (株)スカブラ | 原 行雄 | 練馬区東大泉1-35-14-402 | サービス業 | | 賛 | 飯塚 裕子 | 練馬区関町南3-22-1 | |
| | 賛 ビハウス大泉学園店 | 中塩屋さとみ | 練馬区東大泉1-35-15 2F | 小売業 | | (有)エヌ・エス・エイト | 小甲 正人 | 練馬区石神井町8-51-18 | 小売業 コンビニストア |
| | 賛 朝日不動産(株)大泉学園店 | 川崎 健太 | 練馬区東大泉1-37-11 | 不動産業 | | 賛 (株)新建築群 | 深瀬 峰彦 | 練馬区南大泉4-49-35-301 | 建築施工 作成 |
| | (株)いく蔵 | 柳沼 大介 | 練馬区東大泉3-17-18-201 | 飲食業、 不動産業 | | 賛 (株)マック装飾 | 伴 典周 | 西東京市中町4-8-20 | サービス業 |
| | 賛 Funny Kitchen もーさん | 毛利 泰輔 | 練馬区東大泉6-34-38-102 | 飲食業 | | (株)ARSコンサルティング | 宮地 宏樹 | 練馬区南大泉3-22-6-102 | 経営コンサル フィン |
| | (株)玉泉 | 中野 拓也 | 練馬区東大泉6-52-5-302 | 飲食業 | | 賛 アート・アンド・アサ | 伊東 文子 | 練馬区南大泉3-27-18 | 飲食業 |
| | 賛 | 田中康太郎 | 練馬区春日町6-1-11 2F | 飲食業 | | 賛 つばめ司法書士事務所 | 梅津 貴之 | 練馬区南大泉4-43-17-102 | 司法書士業 |
| | 賛 | 鈴木 拓野 | 練馬区三原台3-10-16 | 保険業 | | 賛 | 山口きみ子 | 練馬区南大泉5-31-23-101 | 美容一般 |
| | 賛 (株)山路建設 | 山路 大輝 | 練馬区中村1-10-20 | 建設業 | | (株)エアライズ | 田中 大輔 | 練馬区西大泉5-7-2 | 空調設備 |
| 第二支部 | (有)八角商店 | 高橋 臣介 | 練馬区下石神井4-18-10 | 建築業 (とび・土木) | 賛 | 上原 啓輔 | 練馬区西大泉3-21-22 | | |
| | 賛 | 三浦 里佳 | 練馬区石神井台3-26-5-703 | | (株)富士ハウス | 島田 清 | 練馬区大泉学園町2-23-22 | 不動産業 | |
| | 賛 雄邦(株) | 榎本 高幸 | 練馬区石神井町2-8-1 | 不動産管理業 | 賛 | 小島 彬 | 練馬区大泉学園町5-13-2 | 演奏家 (ハープ) | |
| | (株)東京サバイブ | 中村 泰介 | 練馬区石神井町3-25-21 | 飲食業 | 賛 | 加藤 隆偉 | 練馬区大泉学園町5-13-28 | 情報 サービス業 | |
| | (有)小春屋酒店 | 小林 一敏 | 練馬区石神井町4-10-10 | | 賛 | 梅原美智代 | 練馬区大泉学園町6-11-24 | | |
| | 賛 安藤たかお事務所 | 安藤 高夫 | 練馬区豊玉北6-3-3-303 | 政治団体 | (株)ALCHEMISTS | 内田 裕也 | 練馬区大泉学園町8-7-24 | 音楽スタジオ 経営 | |
| | 賛 (有)日本ネクスト | 斉藤 得弥 | 板橋区中板橋22-3 | 製造業 | (株)第一開発 | 林 久仁彦 | 練馬区西大泉2-25-22 | 建設業 | |
| | 賛 エフケイティ(株) | 福田 冬樹 | 杉並区阿佐谷南1-14-15-102 | 防犯・ セキュリティ | (株)アイビーイー | 伊庭 敏行 | 練馬区大泉学園町2-27-25 | 倉庫業 | |
| | BOH 合同会社 | 太野 康弘 | 練馬区上石神井1-7-16-101 | 飲食業 | Office K2 | 香西 武彦 | 練馬区大泉学園町 | 編集・翻訳業、 各種メディア | |
| | 一般社団法人 growth harmony | 天野 正子 | 練馬区石神井台1-22-10 | 教育事業 | (株) tai-tan | 南里 純江 | 練馬区大泉町2-35-13 | 児童福祉事業 | |
| 第三支部 | 賛 | 酒井 尚樹 | 練馬区石神井台4-7-22 | 税理士・会計士 | H&H ホームデザイン(株) | 原山 英弥 | 練馬区大泉町2-39-8 | 建設業 | |
| | 賛 | 吹田 英俊 | 練馬区中村3-34-5 | 政治団体 | (株)ビリーブ投資顧問 | 黒崎 信義 | 練馬区大泉町3-13-6 | 不動産賃貸業 | |
| | (株)建和コーポレーション | 和崎 健治 | さいたま市桜区下久保843-8 | 不動産管理業 | 賛 酒処こいずみ | 青木 雪子 | 練馬区大泉町3-15-17 | 飲食業 | |
| | 賛 | 山田 陽介 | 練馬区関町北2-21-17-202 | 飲食業 | 賛 石垣ピアノ教室 | 石垣 裕美 | 練馬区旭町1-15-11 | ピアノ教室 | |
| | 賛 | 大橋 基弘 | 練馬区関町北2-33-10-904 | 税理士 | 賛 みみ結 | 小方 昌子 | 練馬区大泉学園町1-6-12 | コンサル タンド業 | |
| | 賛 古川鉄工(株) | 古川 信広 | 練馬区関町北3-3-13 | 鉄骨工事 | 賛 | 鹿島 修司 | 練馬区南田中5-10-9-106 | | |
| | 賛 | 道野 茂樹 | 練馬区関町北4-4-5 | | (株)美好工業 | 品田 美好 | 新座市栄1-9-9 | 左官業 | |
| | 賛 | 飯島 啓子 | 練馬区関町北5-15-30-106 | | (株)needs infinity | 小池ゆきな | 練馬区旭町3-2-8-103 | 建設業 | |
| | | | | | 賛 プラスト・エース(株) | 衛藤 由次 | 杉並区梅里2-37-19 | 不動産 管理業 | |

※賛は賛助会員です。

税理士会ニュース

今回は、消費税のインボイス制度における仕入税額控除の適用を受けるための要件として、帳簿のみの保存で当該適用を受けることができるとの特例について説明したいと思います。

主な特例として、「公共交通機関特例」「自動販売機特例」「出張旅費等特例」があり、「公共交通機関特例」は、税込三万円未満の公共交通機関による旅客の運送（鉄道、バス、又は船舶が該当し、航空機を除く。）で帳簿の記載事項として「三万円未満の鉄道料金」などの当該特例に該当する旨の記載が必要になります。なお、一取引あたりの税込金額が三万円以上の場合には当該特例の対象にならないため注意が必要になります。

次に「自動販売機特例」は税込三万円未満の自動販売機や自動サービス機による商品の販売等で帳簿の記載事項として「自販機」や「ATM」などの当該特例に該当する旨の記載が必要になります。なお、セルフレジのような単に精算が行われるものやコインパーキングのような代金の受領等が行われるもののその資産の譲渡等（駐車場の賃貸等）とは別途行われるものは当該特例の対象にならないため注意が必要になります。

最後に「出張旅費等特例」は従業員等に支給される出張旅費、宿泊費、日当等及び通勤手当（以下「出張旅費等」という。）のうち通常必要と認められるもので帳簿の記載事項として「出張旅費等」や「通勤手当」などの当該特例に該当する旨の記載が必要になります。なお、用務先に直接対価を支払っているものと同視する場合も通常必要と認められる範囲か否かに関わらずインボイスの保存が必要になります。（ただし「公共交通機関特例」など他の特例の適用は可能です。）



押金秀男 広報部長

税の作文コンクール

今年の税の作文コンクールには一、七二三名の中学生が参加し、四十五名が表彰されました。その中から練馬西法人会会長賞に、練馬区立関中学校 第三学年 児玉和颯さんが選ばれました。おめでとうございませう。これからも社会への関心を持ち続け、勉強に運動に頑張ってください。

☆公益社団法人練馬西法人会会長賞

『納税だけでなく選挙への参加を！』

練馬区立関中学校 三学年 児玉 和颯さん

納税は国民の義務です。これは憲法で定められており、すべての日本国民に適用されます。納税は国が存在するために必要不可欠なものであるため、納税をしない国民、決められた納税額をおさめないと脱税としてばっせらせませう。税金は、警察や消防、国会議員などの人たちをやとったり、自分たちがかせぐお金だけでは健康的で文化できな最低限の生活ができない人たちに向けて生活保護というお金が税金を財源として給付されるのです。

このように、税金をおさめることは国を維持し、国民みんなが生活できるような社会を作るためであるのです。

では私たちは税を納めるだけでよいのでしょうか。国民から集められた税金は国会で予算としてどう使うか決められます。日本は間接民主主義なので選挙で選ばれた国会議員たちが国会に集まり納付された税の使い道を決めるのです。私たち、といっても十八歳以上の成人した人たちに限られてはいますが、その人たちは選挙に行くことができます。その選挙で自分の考えに近い候補者を選ぶことで間接的に納付した税金の使い道を決めることができます。このように日本社会の仕組みとして国民から集めた税金の使い道を決められるようになっていきます。ただこれは十八歳以上の人たちの話であり、その年に達していない僕ら中学生のような

税の標語コンクール

今年の税の標語コンクールには、一、七〇九名の中学生が参加し、応募作品三、三九三作品の中から練馬西法人会会長賞に練馬区立大泉学園中学校 第三学年 石田健太郎さんが選ばれました。受賞した標語は

「税金の正しい知識、まずしろう」です。
おめでとうございませう。（事務局）

未成年はどうすればよいのか。これは選挙や社会の仕組みについて学ぶべきだと思います。まず前提として未成年の選挙権がないのは社会を知らない、世の中のことや問題を深く理解し、それを解決するために自分の意思で投票できる人が少ないからです。成人した人の中にこうした人ばかりいるかは疑問ですが、選挙権がないなら周辺知識を学び、いざ投票できるようにしたら今まで学んだ知識を活かして投票してもらいたいと思います。

また、最近問題になっているのが投票率の低さです。令和三年度の投票率は五十五・九三％です。これは半数弱の人が投票していないことになり、深刻です。投票をしないということは、政治はどうなってもいい、税金はどんな使われ方をしてもいいという意思表示になってしまっています。これは成人した大人として、日本国民として無責任です。しっかりと投票して選挙に参加し、国民みんなが税の使い方を決めるべきだと思います。

ここまでたくさんさんの意見をのべてきましたが、私の言いたいことは三つです。一つ目は国民の義務である納税をしっかりと行おうということ。二つ目は未成年は成人するまで選挙や社会の仕組みを学ぶということ。三つ目は成人した後は毎回選挙に参加し、社会の一員の自覚を持って投票することです。自分はまだ未成年なので、社会の授業や自主学習で社会や選挙についてもっと学び、しっかりとした知識を持って成人し、毎回必ず投票して税の使い方を決め、しっかりと納税したいです。

マル経融資のご案内 ～小規模事業者経営改善資金～

融資限度額 **2,000万円**

返済期間 **運転資金 7年以内
設備資金 10年以内**

◇本融資は商工会議所の推薦で日本政策金融公庫より事業資金として貸し出しされますが、審査の結果、ご希望に沿えないことがあります。(会員・非会員の方、問わず利用できます)

利率 **1.75%**

(2025年2月1日現在)

- ※担保・保証人不要 (保証協会の保証も不要)
- ※他に練馬区の利子補給40% (3ヶ年度)
- ※利用できる方: 従業員20名以下 (宿泊業・娯楽業を除く 商業・サービス業は5名以下)
- ※1年以上事業を行っている方
- ※飲食業の設備資金も利用可能



法律相談 毎月第2金曜日 午後1時～4時 (30分単位)

相談員: 弁護士



税務相談 1月～3月 毎週火曜日 / 4月～12月 毎月第2火曜日 午後1時～4時 (30分単位) 相談員: 税理士

●問い合わせ先 東京商工会議所練馬支部 練馬区練馬1-17-1 Coconeri 4階 電話 03-3994-6521 FAX 03-3994-6589

お知らせ

令和7年度 決算法人説明会

- 令和7年3月27日 (木)
時間: 午後1時30分～午後4時
場所: 勤労福祉会館 2階 大会議室
- 令和7年4月22日 (火)
- 令和7年5月27日 (火)
時間: 午後1時30分～午後4時
場所: 練馬西税務署 2階 大会議室

令和7年度 新設法人説明会

- 令和7年5月22日 (木)
時間: 午後1時30分～午後4時
場所: (公社)練馬西法人会事務局



「特定非営利活動法人 もったいないジャパン」より
使用済み切手の収集事業に対しての
感謝状をいただきました。
ご協力誠にありがとうございます。



今後もよろしく
お願いいたします!

© 練馬西法人会 なりりん

第 133 号

発行日

令和7年2月20日

発行所 公益社団法人
練馬西法人会
東京都練馬区東大泉6-47-15
電話 03(3923)7272
FAX 03(3923)7285
e-mail: oizumi-nishinerima@
wing.ocn.ne.jp
http://www.nerimanishi-
houjinkai.or.jp
発行責任者 高橋 利充
編集責任者 吉田 久美子



本誌は、FSC認証用紙、環境に優れたインキを使用しています。

編集後記

広報誌『いずみ』をご愛読いただき、ありがとうございます。

令和六年は能登半島地震をはじめ自然災害が多発し、「闇バイト」に象徴される事件が目立ち、首相が交代し自公は少数与党へ。そのおかげでいわゆる一〇三万の壁が上がるようですが、その壁とは、給与(収入)が年一〇三万円を超えると、バイト代やパート代などに所得税が課税され始めるようです。さて令和七年はどんな年になるのでしょうか。

この広報誌『いずみ』とホームページにより公益社団法人練馬西法人会の目的、主な活動から各支部、委員会、部会の活動内容などがご理解いただけると思いますので、改めてゆっくりご覧いただければと思います。

では、令和七年が平和な年であることと、皆さまの益々のご活躍、ご繁栄、またご健勝を祈念いたしまして今回の編集後記とさせていただきます。

広報委員 中村 行宏



第13回 税に関する絵はがきコンクール 入選作品

【主催：公益社団法人 練馬西法人会 女性部会】



●練馬西税務署 署長賞

「[税]がみんなを救うゼイ!」
大泉第六小学校 6年生
鈴木 琴乃 さん



●東京都練馬都税事務所 所長賞

「税 豊かな暮らし」
石神井台小学校 6年生
志田 莉々奈 さん

●練馬区 区長賞



「税はみんなを救う」
関町北小学校 6年生
脇舎 沙菜 さん

●練馬区議会 議長賞



「税金で未来の花を咲かせよう」
関町北小学校 6年生
一村 杏 さん



●練馬区教育委員会 教育長賞

「暮らしを支える税金」
大泉第二小学校 6年生
鶴身 福音 さん



●練馬西法人会 会長賞

「税金でねらみのみどりはいきいきと」
光和小学校 6年生
田家 里詩 さん



●練馬西法人会 女性部会長賞

「暮らしみんなで支えるつなげる」
光和小学校 6年生
浦 沙緒理 さん



●練馬西法人会 優秀賞

「暮らしをよくする税」
石神井台小学校 6年生
福山 鈴乃 さん



●練馬西法人会 優秀賞

「納税 未来に進む道」
石神井台小学校 6年生
丹羽 結実子 さん

●練馬西法人会 優秀賞



「税でつくる! 豊かな未来!」
石神井台小学校 6年生
内山 亜維 さん

●練馬西法人会 優秀賞



「税金は暮らしを見守っている」
光和小学校 6年生
木村 慈都 さん



●練馬西法人会 優秀賞

「誰でも必ず税金に助けられている」
光和小学校 6年生
藤山 七乃葉 さん



●練馬西法人会 優秀賞

「暮らしを支える税金を大切に」
関町北小学校 6年生
岩澤 花梨 さん

●練馬西法人会 優秀賞



「暮らしを守る税」
光和小学校 6年生
坂本 想頼 さん

●練馬西法人会 優秀賞



「税金で平等な教育を」
関町北小学校 6年生
村上 千陽 さん

●練馬西法人会 優秀賞



「税で明るい未来」
大泉第二小学校 6年生
安部 総司 さん

●練馬西法人会 優秀賞



「みんなの税金が未来をつくる」
大泉南小学校 6年生
宮田 将生 さん

～ 参加校 15 校 合計 602 枚から選ばれました ～

- ①石神井西小学校 ②石神井台小学校 ③光和小学校 ④関町北小学校 ⑤大泉第一小学校 ⑥大泉第二小学校 ⑦大泉南小学校 ⑧大泉学園緑小学校
⑨大泉第六小学校 ⑩上石神井北小学校 ⑪下石神井小学校 ⑫大泉第三小学校 ⑬大泉第四小学校 ⑭大泉西小学校 ⑮橋戸小学校